**様式第３号**（第12条第２項関係）

　第　　　　号

年 　月 　日

　　　　　　　　様

双葉地方水道企業団議会

議長

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、双葉地方水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第２号）第24条第２項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有  個人情報の名称等 |  |
| 開示をしないことと  した理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、双葉地方水道企業団議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から起算して６か月以内に、双葉地方水道企業団議会議長を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。